



情報漏えい賠償責任保険制度 ～サイバーリスク補償型

情報漏えいで経済的損害を被った…

保険の概要

事業者(規模の大小は問いません)において、外部からの攻撃(不正アクセス、ウイルス等)、過失(セキュリティ設定ミス、廃棄ミス、単純ミス)、委託先(委託先での情報漏えい)、内部犯罪(従業員、派遣社員、アルバイト等)などによる情報の漏えいの結果または情報漏えいのおそれが生じた場合、加入者が被った経済的損害に対して保険金をお支払いします。プランは「スタンダードプラン」と、サイバーリスクに関する補償部分がより幅広い「プレミアムプラン」の2種類があります。

ここがおすすめ

- ◆ サイバー攻撃等の際の対応費用を手厚く補償
- ◆ 見舞金・見舞品購入費用も補償
- ◆ 海外で訴訟提起された損害賠償請求も補償(※1)
- ◆ 商工会議所のスケールメリットと加入者ごとのセキュリティ状況を反映した保険料水準(※2)
- ◆ IT業務も行う事業者向けオプションとして、「IT業務特約」もご用意
- ◆ 「標準型メール訓練サービス」をご提供

※1 プレミアムプランで対象となります。IT業務の遂行に起因する事故の場合には、保険適用地域は日本国内となります。
 ※2 団体割引20%+「割引確認シート」のご回答に応じ最大60%割引=最大68%割引まで適用可能

事故例



百貨店

百貨店に勤務するコンピュータ技師が、同百貨店顧客である友の会会員名簿データ6万5千人分を無断で持ち出し名簿業者に販売。この技師に対し窃盗罪が適用された。

流出規模：顧客データ**6万5千件**



エステサロン

同社の顧客・アンケート協力者5万人分の顧客情報がネットに流出。被害者からの照会が相次ぎ、同社に対し謝罪と賠償を求めるための被害弁護団が設立された。

流出規模：**5万件**

※事故例は過去に実際に発生した例ではありません。



休業補償プラン

病気・ケガによる休業時に生活水準を落とさずに療養に専念したい…

保険の概要

経営者本人とその従業員が、病気やケガで働けなくなった場合に、収入の減少部分を補う(生活水準を落とすことなく、安心して療養に専念できるように設計した)ものです。本プランは、従業員の福利厚生の実現はもちろん、経営者本人の万が一の備えにも利用できる内容となっており、公的な社会保障制度(政府労災保険の休業補償給付など)というセーフティーネットのない自営業者も加入できます。

ここがおすすめ

- ◆ 入院中のみならず、自宅療養期間中の就業不能も補償
- ◆ 就業外での病気(新型コロナウイルス・新型インフルエンザ含む)・ケガまで補償(国内外を問わず、365日24時間補償)
- ◆ 医師の診査が不要で加入手続きが簡単
- ◆ 天災(地震・噴火・津波など)によるケガも補償
- ◆ 家事従事者の方も加入可能
- ◆ 介護も補償
- ◆ 1年を超える長期休業も補償

事故例



病気

新型コロナウイルス感染症を発症し、入院と自宅療養の期間、働けなくなった。(免責期間7日経過後の1ヵ月、全く働けなかった。)

保険金額(月額)**22万円**の場合

1ヵ月7日 - 免責期間7日間 = 1ヵ月
22万円×1ヵ月=**22万円**

※補償の内容、対象業種は引受保険会社によって異なります。
 ※事故例は過去に実際に発生した例ではありません。